

# 環境保全型農業直接支払交付金 青森県 中間年評価報告書

## I 都道府県における環境保全型農業推進の方針等

本県では、消費者が求める安全・安心で優れた農産物を持続的に生産できる産地体制の強化に向け、令和4年3月に策定した「第3期『日本一健康な土づくり』推進プラン」に基づき、「健康な土づくり」と「環境にやさしい農業」の拡大に取り組んでいる。

当プランでは、「環境にやさしい農業の取組拡大」について、有機農業等を指導できる人材の育成や有機農業の実践に必要な技術の整理・実証等を行い、環境にやさしい農業を志向する農業者が参入できるための支援体制の整備を進めており、以下のとおり目標数値を掲げている。

項 目	令和2年度（現状）	令和8年度（目標）
青森県特別栽培農産物の取組面積 （全作付面積に対する認証面積割合）	450 ha (0.5%)	700 ha (0.8%)
有機農業の取組面積 （全作付面積に対する面積割合）	533 ha (0.6%)	900 ha (1.0%)
環境保全型農業直接支払制度の取組面積 （全作付面積に対する面積割合）	815 ha (0.9%)	1,200 ha (1.3%)
GAPの取得数	35 件	45 件

「青森県地球温暖化対策推進計画」及び「青森県循環型社会形成推進計画」においても、農業分野における地球温暖化対策として、①再生可能エネルギー等の地域資源の有効活用、②温室効果ガスの排出抑制や炭素貯留機能を高める施肥方法への転換又は化学肥料の削減を図ることとしている。

また、「青森県生物多様性戦略」では、生物多様性の保全をより重視した農林水産業の推進について、安全・安心を支える産地体制の強化に向け、農薬や化学肥料の使用量を低減する技術の開発・活用促進のほか、天敵の活用など生物多様性の保全に係る取組を推進することとしている。

なお、これらの計画や戦略の取組を評価するモニタリング指標としても、「第3期『日本一健康な土づくり』推進プラン」における上記項目を掲げている。

## II 取組の実施状況

### 1 支援対象取組の実績

項 目		(参考) R1実績	R2実績	R3実績	
実施市町村数		17	16	16	
実施件数		36	26	27	
交付額計(千円)		53,846	53,558	57,584	
実施面積計(ha)		846	815	842	
取組別実績	有機農業	実施件数	26	18	18
		実施面積(ha)	245	204	239
		交付額(千円)	19,186	24,128	28,397
	堆肥の施用	実施件数	2	2	2
		実施面積(ha)	26	32	59
		交付額(千円)	1,155	1,416	14,545
	カバークロップ	実施件数	4	7	7
		実施面積(ha)	208	244	189
		交付額(千円)	16,640	14,623	14,545
	リビングマルチ	実施件数	-	1	1
		実施面積(ha)	-	2	2
		交付額(千円)	-	128	102
	草生栽培	実施件数	-	-	-
		実施面積(ha)	-	-	-
		交付額(千円)	-	-	-
	不耕起播種	実施件数	-	-	-
		実施面積(ha)	-	-	-
		交付額(千円)	-	-	-
	長期中干し	実施件数	-	-	-
		実施面積(ha)	-	-	-
		交付額(千円)	-	-	-
	秋耕	実施件数	-	-	-
		実施面積(ha)	-	-	-
		交付額(千円)	-	-	-
冬期湛水管理	実施件数	-	-	-	
	実施面積(ha)	-	-	-	
	交付額(千円)	-	-	-	
総合的病虫害・雑草管理(IPM)と組み合わせた交信攪乱剤による主要害虫防除	実施件数	6	-	-	
	実施面積(ha)	50	-	-	
	交付額(千円)	4,006	-	-	
リビングマルチ(小麦、大麦、イタリアンライグラス)	実施件数	1	-	-	
	実施面積(ha)	2	-	-	
	交付額(千円)	120	-	-	
総合的病虫害・雑草管理(IPM)と組み合わせた畦畔除草及び秋耕の実施	実施件数	4	4	4	
	実施面積(ha)	313	333	300	
	交付額(千円)	12,479	13,315	12,002	

	炭の投入	実施件数	-	-	-
		実施面積 (ha)	-	-	-
		交付額 (千円)	-	-	-

## 2 推進活動の実施件数

推進活動		(参考) R1実績	R2実績	R3実績
自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の技術向上に関する活動				
	技術マニュアルや普及啓発資料などの作成・配布	4	4	7
	実証圃の設置等による自然環境の保全に資する農業の生産方式の実証・調査	-	-	-
	先駆的農業者等による技術指導	5	1	-
	自然環境の保全に資する農業の生産方式に係る共通技術の導入や共同防除等の実施	7		4
	ICT やロボット技術等を活用した環境負荷低減の取組	-	-	-
自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の理解増進や普及に関する活動				
	地域住民との交流会（田植えや収穫等の農作業体験等）の開催	9	1	1
	土壌診断や生き物調査等環境保全効果の測定	1	4	6
その他自然環境の保全に資する農業生産活動の実施を推進する活動				
	耕作放棄地を復旧し、当該農地において自然環境の保全に資する農業生産活動の実施	-	-	-
	中山間地及び指定棚田地域における自然環境の保全に資する農業生産活動の実施	19	15	14
	農業生産活動に伴う環境負荷低減の取組や地域資源の循環利用	-	1	1
	その他自然環境の保全に資する農業生産活動の実施を推進する活動の実施	9	2	-

## 3 都道府県が設定した要件等

(1) 実施要領第4の1の(1)のイにより都道府県が設定した堆肥の施用量及び交付単価

堆肥の種類	対象作物	10アール当たりの施用量	10アール当たりの交付単価 (国と地方の合計)
-	水稲	1.0 t	2,200 円
-	果樹	0.6 t	800 円
-	水稲及び果樹以外の作物	1.5 t	2,200 円

(2) 実施要領第4の1の(9)により都道府県知事が特に必要と認めた取組

総合的病害虫・雑草管理(IPM)と組み合わせた畦畔除草及び秋耕の実施	取組の概要	水稻のIPM実践指標に基づく管理と、水稻生育期間中の畦畔除草について除草剤を使用せず草刈り機械等による除草と水稻収穫直後の耕耘(秋耕)を組み合わせた取組。
	対象地域	県全域
	対象作物	水稻
	10アール当たりの交付単価(国と地方の合計)	4,000円

(3) 実施要領第4の2の(4)により設定された化学肥料及び化学合成農薬の低減割合の特例

作物名	対象地域	設定された特例の内容
—	—	—

(4) 実施要領第4の3により設定された、地方公共団体が定める地域独自の要件

地方公共団体	独自要件の内容
—	—
—	—

### Ⅲ 環境保全効果等の効果

#### 1 地球温暖化防止効果

全国共通取組の有機農業・堆肥の施用・カバークロープ・リビングマルチ・草生栽培・不耕起播種・長期中干し・秋耕は、国が実施した環境保全型農業直接支払交付金第1期最終評価(令和元年8月)において「地球温暖化防止効果が高い」と評価されている。

なお、新しい科学的知見等を踏まえた各取組の温室効果ガス削減効果を算定するため、令和4年度に農業者の営農実態を調査して国に報告しており、全国の調査結果を踏まえた温室効果ガス削減効果の検討結果が国の中間年評価において示されることとなっている。

#### 2 生物多様性保全効果

本県における地域特認取組(総合的病害虫・雑草管理(IPM)と組み合わせた畦畔除草及び秋耕の実施)は、国が実施した環境保全型農業直接支払交付金第1期最終評価(令和元年8月)において「生物多様性効果が見込まれる取組」と評価されている。

この取組の面積は、農業者の高齢化等を理由に令和2年度の333haから令和3年度は300haに減少しているものの、支援対象取組別では本県において最も多い取組面積となっており、生物多様性に資する取組は継続的に実施されている。

なお、面的にまとまった取組等による生物多様性保全効果を検討するため、令和3年度に本県で生物多様性保全効果の現地調査を実施し、以下の結果が得られている。

また、今年度実施する国の第三者委員会の中間年評価において、全国の調査結果を踏まえた生物多様性保全効果の検討結果が示されることとなっている。

<調査内容>

農業に有用な生物多様性の指標生物の個体数について、評価マニュアルの基準によりスコアリングして総合評価。

1 サギ類

時期：5月下旬～6月中下旬（田植え後～中干し前）に1～4回実施

方法：ほ場から離れた車内から双眼鏡でほ場を観察

2 アシナガグモ類

時期：7月下旬～8月上旬（出穂前10日間程度）に1回実施

方法：水田内の2地点で捕虫網を20回振り、個体数を調査

3 指標植物及び希少種・絶滅危惧種

時期：5月下旬～9月中旬

方法：畦畔を1周するように歩き、指標植物等の有無を調査

<調査結果>

区分		ほ場	評価 (※)	調査結果（スコア）			
				(1)	(2)	(3)	合計
面的にまとまっている地域	取組実施ほ場	①	S	2	1	2	5
		②	A	1	1	2	4
	慣行栽培ほ場	③	S	2	1	2	5
		④	A	0	1	2	3
面的なまとまりが少ない地域	取組実施ほ場	⑤	A	0	1	2	3
		⑥	S	2	1	2	5
	慣行栽培ほ場	⑦	B	0	0	1	1
		⑧	A	1	1	1	3

※ マニュアルによる評価スコアは以下のとおり。

5以上：S（生物多様性が非常に高い）

3～4：A（生物多様性が高い）

1～2：B（生物多様性がやや低い）

0：C（生物多様性が低い）

<調査時の記録等>



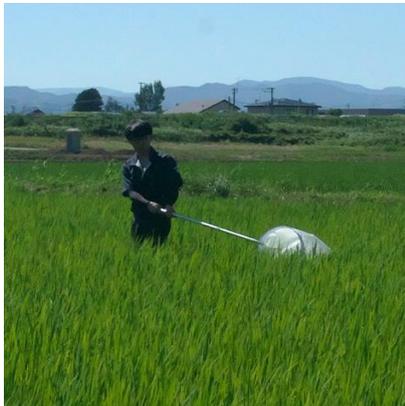
ダイサギ



アオサギ



ゴイサギ



アシナガグモ類調査



水稻に造網するアシナガグモ



個体数のカウント



ムラサキサギゴケ



ジシバリ類



ウキクサ類

※ 希少種・絶滅危惧種は、今回の調査では確認できなかった。

3 その他の効果

## IV 事業の評価及び今後の方針

### 事業の評価

本県における令和3年度の取組面積は令和2年度と比較して27ha（3%）増加しており、地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動が県内で着実に推進されている。令和3年度 of 取組面積増加の主な要因は、「有機農業」及び「堆肥の施用」の取組が拡大したためである。

一方で、本県において交付金対象取組の面積が一番多い地域特認取組（水稻の総合的病害虫・雑草管理（IPM）と組み合わせた畦畔除草及び秋耕の実施）は、高齢化による労力不足を理由に取組をやめる農家がいたことから実施面積が減少している。

「第3期『日本一健康な土づくり』推進プラン」で掲げた「環境にやさしい農業の取組拡大」の目標の達成に向け、当交付金の取組面積拡大を推進する必要があるが、①10a当たりの交付単価が低い上、必要な書類が多いこと、②都道府県の慣行基準値が設定できない作物については当交付金を活用できないこと、③団体要件や面積要件等、支援対象者要件により農業者が取り組みにくい仕組みになっていること、④県内農業者への制度の理解促進に向けた取組が十分ではないこと、などが課題となっている。

### 今後の方針

- 1 県は、平成19年から「日本一健康な土づくり運動」を展開し、農業者が農薬・化学肥料を減じた「環境にやさしい農業」に取り組むことを目指すとともに、安全・安心で美味しい農産物を生産することを目的に活動した結果、有機JAS認証や特別栽培農産物認証の取組面積の増加が図られていることから、これらの認証制度に取り組んでいる農業者に対して当交付金の周知を図り、取組拡大を図る。
- 2 「既存取組農業者の面積拡大」や「慣行栽培農業者の環境保全型農業への転換」に向け、県が設定することができる地域特認取組のメニューについて、市町村と地域の実情や農業者の要望の把握に努めながら、農業者が多くの作目で取り組みやすくなるよう、新たなメニューの設定を検討する。
- 3 既存の申請団体において、取組の実施が構成員の一部の農業者に限られているケースが見られることから、団体内における取組実施者の掘り起こしを進め、組織としての取組の拡大を図っていく。
- 4 有機農業をはじめとした「環境にやさしい農業」への関心の高まりから、有機JAS認証や県特別栽培農産物認証等の認証を取得している生産者が栽培した農産物を取り扱う「あおりエコ農産物販売協力店」の件数が増えているなどの販売面の情報を農業者に周知し、当該交付金を活用する農業者の増加を図る。
- 5 当交付金の活用にあたっては、市町村の財政負担が必要であることから、地域の実情を踏まえつつ、市町村の理解を得ながら連携して取組の拡大を図っていく。
- 6 農業者が当交付金に組みやすくなるよう、弾力的な運用を国に要望する。